



## 「楽しい雪とあばれる雪」～暴風雪は危険がいっぱい～

平成25年3月2日、全道的に暴風雪となり、吹きだまりや局地的な大雪により9名の方が亡くなる痛ましい災害が発生しました。

このような災害をもたらす暴風雪は「強い冬型の気圧配置」と「発達した低気圧」のときに発生しやすくなっています。特に「発達した低気圧」の前兆として、前日に気温が高く暖かいことが多くなります。これからの季節は、気温が高く天気の良い日は、大荒れの前触れかも知れませんので、気象情報で天気を確認するよう心がけましょう。

暴風雪の被害としては、①吹き溜まり、②暴風や視界不良による歩行困難、③暴風による飛散物、④停電などが考えられますので、目的にあった備えをしておきましょう。

暴風雪に遭遇してしまうと、ホワイトアウトにより方向感覚がなくなり、自分の場所が分からなくなります。むやみに移動することは危険であり、助けを求めても救助が困難な場合があるので、その場で自分自身の身を守ることにします。

一番の方策は外出を控えることですが、暴風雪に遭遇した場合はその場にとどまってやり過ごす、むやみに動かずに天候が回復するまで待つことも方策のひとつです。最新の気象情報を入手して、暴れる雪から身を守ってください。

☎ 旭川地方気象台 TEL 0166-32-7102  
旭川地方気象台ホームページアドレス  
<http://www.jma-net.go.jp/asahikawa/>



## 2月は『北方領土返還運動全国強調月間』です

北方領土問題の解決には、粘り強い外交交渉の継続とともに、それを支える一致した国民世論が重要です。

我が国固有の領土である歯舞群島（はぼまいぐんとう）、色丹島（しこたんとう）、国後島（くなしりとう）及び択捉島（えとろふとう）からなる北方四島の早期返還実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

この北方領土返還要求運動が始まってから70年以上が経過した現在なお、領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっています。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる結果を図るため、2月7日の「北方領土の日」を中心に、「北方領土の日特別啓発期間」を定め、道及び関係団体の連携のもと一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開します。

☎ 企画商工課企画担当 TEL 56-2124



## 無料調停相談会の開催

富良野調停協会では、富良野沿線にお住まいの皆様に対し裁判所を通した調停制度利用の便宜と普及を図るため、下記の日程で「無料調停相談会」を開催いたします。予約等は不要です。直接会場にお越しください。

**開催日** 平成31年2月17日（日曜日）

**開催時間** 午前10時～午後3時

**開催会場** 富良野文化会館 研修室

☎ 富良野調停協会事務局 大西 博  
TEL 45-4278

## 運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

### ■違反講習（2時間）

◎2月8日（金） 13時～

◎2月25日（月） 13時～

### ■一般講習（1時間）

◎2月5日（火） 14時～

◎2月15日（金） 14時～

### ■優良講習（30分）

◎2月5日（火） 13時～

◎2月15日（金） 13時～

## 占冠村の放射線量の状況（1月分）

測定日 平成31年1月10日

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	9:30	曇	0.030
双民館グラウンド	9:50	曇	0.040
占冠地域交流館グラウンド	10:10	曇	0.046
占冠保育所グラウンド	9:35	曇	0.030
トママ学校グラウンド	10:50	曇	0.036
トママ保育所グラウンド	11:00	曇	0.032

※北海道の空間放射線率モニタリング結果（上川総合振興局 0.0209～0.0900）と比較して平常レベルと判断されます。

「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。

『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』

<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/>

☎ 総務課総務担当 TEL 56-2121



## 不動産の所有者が亡くなられたら相続登記をお願いします

不動産の登記名義人（所有者）が死亡した場合には、不動産の所在地を管轄する法務局（登記所）において、「相続による所有権移転」の登記が必要です。

最近、相続登記が未了のまま放置されるケースが多くなっており、相続登記の未了は、「所有者不明土地問題」などの様々な社会問題の要因となっています。

### 相続登記をしないことによるトラブルの例

- 父の死亡後、兄弟も亡くなったため、相続の話し合いが兄弟間だけでは済まなくなった。
- 土地が亡母の名義になっていて、すぐに売ったり、お金を借りたりすることができない。
- 父の死亡後も相続するつもりがない土地・建物があり、そのままにしていたけれど隣家に悪影響が出て、自分が全額弁償を求められた。 など

### 相続手続きには、「法定相続情報証明制度」が便利！

「法定相続情報証明制度」は、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるかを証明する制度です。**この制度を利用すると、相続登記を含む各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。**相続手続きが必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

### 相続登記の登録免許税の免税措置が始まりました！

次の①または②の土地の相続登記について、**登録免許税が免税される場合**があります。

- ① 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記
- ② 市街化区域外の土地で市町村の行政目的のため相続登記の促進を図る必要があるものとして法務

### ■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。

（例えば、給与収入で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方）

※单身の方でも入居できます。

※連帯保証人が2人必要です。

★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね3月1日（金）

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 建設課建築担当  
トマム支所

■お問い合わせ 建設課建築担当

☎ 56-2172

大臣が指定する土地のうち、不動産の価格が10万円以下の土地に係る相続登記

### 法務局に登記されていない家屋の所有者変更について

相続や売買・贈与等で法務局に登記されていない家屋（未登記家屋）の所有者が変更になった場合は、未登記家屋所有者変更届を役場まで提出してください。未登記家屋の所有者は、役場で管理している課税台帳に登録されている人となるため、役場に変更届を提出していただく必要があります。

変更届が提出されないと、所有者情報や課税の誤り、証明書の発行等を行う際に問題が生じる可能性があります。

なお、登記済みの家屋は法務局での所有権移転の手続きを行っていただければ、役場に提出する書類はありません。

詳細は、下記のお問い合わせ先でご確認ください。

☎ 旭川地方法務局登記部門 TEL 0166-38-1146

☎ 占冠村役場総務課税務担当 TEL 56-2121

## 桜の合格箸が寄贈されました

合同会社しもかぶ工房（吉田耕一代表）より、占冠中学校3年生9名及びトマム学校9年生1名に、合格祈願の願いをこめた木工クラフト『桜の合格箸』が寄贈されました。



合格箸は、合格を意味する「サクラ咲く」にちなんで、箸の原材料に山桜が使用され、合格にかけて五角形に仕上げられたもので、受験生にとって心強い縁起物です。

## 村営住宅等入居者募集のご案内

募集団地	●受付期限 2月15日（金）	
●中央地区 5戸	●トマム地区 1戸	
○中央団地	○第2トマム団地	
2LDK 1戸	3LDK 1戸	
3LDK 1戸		
○第2千歳団地		
4LDK 3戸		
※トマム地区子ども応援民間賃貸共同住宅の入居者も募集しています。 3LDK 3戸		
※トマム地区の夫婦世帯向け村有住宅の入居者も募集しています。 3LDK 2戸		

詳しくは、村ホームページでご確認ください。

皆様の入居をお待ちしています。